

工業系公設試験研究機関情報発信業務委託仕様書

1 事業の目的

佐賀県には工業系公設試験研究機関(以下、「公設試」とする。)として、窯業技術センター、工業技術センター、九州シンクロトン光研究センターがあり、これらが保有する技術や取組、実績等の情報を発信することで、県民に対し公設試の認知度の向上及びその重要さの理解を促進する。

2 履行期間

委託契約締結日から令和7年2月28日(金曜日)まで

3 事業の内容

本委託では、次の(1)～(5)の業務を実施する。

(1) 新聞広告制作及び掲載

(ア) 紙面仕様

- ・全15段(カラー)

(イ) 掲載

- ・掲載紙は佐賀新聞とする。
- ・掲載回数は3回とする。
- ・掲載時期は令和6年10月～11月を想定している。詳細は県と協議の上、決定する。

(ウ) 内容

- ・窯業技術センター、工業技術センター、九州シンクロトン光研究センターを取材し、各施設が保有する技術や取組、実績等を写真やイラスト等を用いて分かりやすくまとめ、施設ごとに掲載する。
- ・(3) WEBサイトへの誘導を行うこと。

(2) チラシの制作及び配布

(ア) 仕様

- ・タブロイドサイズ 4ページ
- ・フルカラー、コート紙46.5Kg

(イ) 印刷

- ・50,000部

(ウ) 内容

- ・(1)の内容を中学生、高校生向けに興味関心を惹きつけ、かつわかりやすくチラシにまとめる。
- ・(3)WEBサイトへの誘導を行うこと。

(エ) 配送

- ・ 県内145箇所程度（県内中学校、高等学校） ※別途、指示する
- ・ 配送時期は令和6年10月～11月を想定している。詳細は県と協議の上、決定する。

(3) WEBサイトのデザイン

(ア) 業務内容

- ・ ホームページの企画、デザイン
- ・ ページ制作
- ・ その他ホームページ制作にあたって必要な作業等

(イ) 幅広い年齢層が見やすいよう、イラストや写真などを効果的に使用すること。また、利用者にとって、より使いやすいページ構成やレイアウトとなるよう工夫すること。

(ウ) WEBサイトは県HPの中に設置を想定している。アップロード用のデータ（HTMLコンテンツ）一式を納品すること。なお、アップロード作業は県にて行う。

(エ) 窯業技術センター、工業技術センター、九州シンクロトン光研究センターそれぞれのホームページからバナー等でリンクができるような設計をすること。

(オ) レスポンシブデザインで構築すること。

(カ) 留意事項

- ・ 「佐賀県ホームページアクセシビリティ向上マニュアル」を踏まえた内容とすること。
- ・ (1)の掲載、(2)の配送よりも前に県HPで公開できるように、アップロード用データを納品すること。

(4) 認知度調査及び報告

(ア) (1)～(3)の業務前後で公設試の認知度に関する調査を行うこと。

(イ) 調査対象

- ① 県内に居住する成人
- ② 県内中学校、高等学校に通学する学生

(ウ) 調査方法

- ① アンケート調査（WEB、紙の手段は問わない）

(エ) サンプル数

- ① 成人：前後で各1,100サンプル以上
- ② 生徒：前後で各1,100サンプル以上

(オ) 設問

以下に示す各項目を踏まえ、県と協議の上で設問項目（含選択肢）を策定

する。

- ・属性（性別、年代、職業、居住地）
- ・各公設試の認知度について

(カ) 設問数

10問程度

(キ) 報告書について

全設問において、属性についてクロス集計を行い、報告書を作成する。

(5) その他予算の範囲内で受託者による提案（任意）

4 成果品

(1) 新聞広告について

- ・最終原稿（紙媒体で3部）
- ・佐賀新聞が指定する仕様に合った形式のデータ一式（DVD-R等）

(2) チラシについて

- ・最終原稿（紙媒体で3部）

(3) WEBサイトについて

- ・サイトの構成図及びデータ一式（紙媒体及びDVD-R等）
- ・ホームページ及びホームページで使用した素材のデータ一式（DVD-R等）

(4) 認知度調査及び報告について

- ・報告書（紙媒体で1部及び電子データ一式）

5 委託金額

9,489,700円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 本業務の完了報告

受託者は、本委託業務完了後、報告書を速やかに提出すること。

7 留意事項

- (1) 制作にあたっては、校正は2回以上行うこととする。また、最終稿は、実際に掲載する色と確認できる紙で校正を行うこととする。
- (2) 受託業者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとし、県は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。

- (4) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議の上、これを定めることとする。